

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
看護師寮コーポ・フローレンスで使用する電気の調達に関する一般競争入札公告

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院看護師寮コーポ・フローレンスで使用する電気の調達について、一般競争入札を行うので、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院契約事務取扱規程第9条の規定により公告する。

令和5年12月4日

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
理事長 大平 敏樹

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
看護師寮コーポ・フローレンスで使用する電気
予定数量 130,437kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで
- (4) 供給場所 岐阜県立下呂市萩原町西上田1167番地1
岐阜県立下呂温泉病院看護師寮コーポ・フローレンス

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第45号。以下「規程」という。）第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生の手続開始の申立て（同法附則第2条の規程によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者（更生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第76号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (6) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から、入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (9) 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。
- (10) 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること（病院業務の特質性から計器交換などの際に停電を伴わない作業を行うこと。）

3 入札手続きに関する事項

(1) 担当部局

〒509-2292 岐阜県下呂市森 2 2 1 1
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
事務局総務課管理担当
電話 0576-23-2222 (内線 2108)
電子メール tanaka-asumi@gero-hp.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和 5 年 12 月 4 日 (月) から令和 5 年 12 月 18 日 (月) までの毎日 (土日祝を除く。) 午前 9 時から午後 4 時まで

イ 交付場所 (1) に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は、上記 3 の (1) まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に、2 に掲げる資格を証明する書類を添付した上で (1) まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和 5 年 12 月 25 日 (月) 午後 5 時
期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和 6 年 1 月 9 日 (火) までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和 6 年 1 月 17 日 (水) 午後 2 時
(入札を郵便で行う場合には、令和 6 年 1 月 16 日 (火) 午後 5 時までに (1) に必着のこと)

イ 場所 岐阜県下呂市森 2211 岐阜県立下呂温泉病院 2 階会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに (4) のイにおいて行う。

(6) 契約条項を示す場所

(1) に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、入札は、当法人が示す予定使用電力量と入札者が見積もった単価に従って計算した総価で行うものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額 (以下「入札書記載金額」という。) の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規程第 13 条及び第 39 条に該当するときは免除とする。

ウ 落札者の決定方法

規程第 14 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規程第 22 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 詳細は、入札説明書による。